

○研究資金の不正使用に係る調査等実施規則

(平19規則第70号 平成19年11月1日)

改正 平19規則第71号 平成19年11月13日

平21規則第14号 平成21年7月28日

(目的)

第1条 この規則は、競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程（平19規程第22号。以下「管理等規程」という。）第14条に基づき、研究資金の不正使用にかかる調査等の必要な手続を定め、もって研究資金の不正使用を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における語句の定義は、管理等規程の定めによるものとする。

(通報等)

第3条 総務部法務・コンプライアンス室（以下「法務・コンプライアンス室」という。）は、役職員から研究資金の不正使用発生に係る電話・電子メール、FAX、書面、面会により通報又は告発（以下「通報等」という。）を受ける窓口とする。

2 法務・コンプライアンス室は、電子メール、FAX、書面により通報等を受けた場合には、当該通報者に対し、速やかに通報等を受領した旨を通知しなければならない。

3 法務・コンプライアンス室は、通報等が匿名であった場合においても、管理等規程及びこの規則に基づき必要な措置をとることができるものとする。

4 法務・コンプライアンス室は、役職員等以外の者から通報等があった場合、当該通報等の内容に応じて、第3項の定めに従ってこれを扱うことができるものとする。

(事実確認)

第4条 法務・コンプライアンス室長は、通報等を受けた場合、研究資金の不正使用の事実の確認に務め、管理等規程第13条第2項の定めに従って報告しなければならない。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、法務・コンプライアンス室長から前条に定める報告を受けた場合、統括管理責任者に、研究資金の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を指示する。

2 調査委員会は、法務・コンプライアンス室長の前条の報告を基にして研究資金の不正使用について調査を行い、不正使用があったと認定した場合は、当該不正使用に関わる者の特定及び当該不正使用の内容、範囲の把握等を行う。

3 調査委員会は、統括管理責任者を委員長として、経営企画室長、総務部長及び経理部長で構成される。

4 委員長は、外部有識者を調査委員会の委員に委嘱することができる。

5 調査委員会の事務は法務・コンプライアンス室が行う。

6 その他、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(調査)

第6条 調査委員会は、調査を行うにあたっては、役職員の中から調査担当者を指名し、速やかに調査計画を策定し、調査を行うこととする。

(調査への協力義務)

第7条 機構の役職員は、通報等の事実関係の調査に際して資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員会は、調査終了後、すみやかに調査結果について報告書案をまとめ、最高管理責任者に提出することをもって、必要な調査等の手続きを終了するものとする。

(是正措置の決定)

第9条 最高管理責任者は、前条の調査報告書を基に是正措置の必要性の有無その他必要事項を決定し、その対応を統括管理責任者、管理部局責任者に指示する。

(是正措置等の確認)

第10条 統括管理責任者は、管理等規程第15条から第18条に定める懲戒や取引停止等の措置等が実施された場合、当該措置が適正に実施されているか確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(当事者の責務)

第11条 研究資金の不正使用に係る当事者の責務は、本規則によるほか、公益通報者保護規程(平17規程第47号)第12条、第13条、第15条、第16条、第17条及び第18条に準じて扱うものとする。

附則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附則（平19規則第71号）

この規則は、平成19年11月13日から施行する。

附 則（平21規則第28号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。